

郡山市地域パトロール支援事業実施要綱

(平成18年3月31日)

改正 平成19年3月16日

平成21年3月25日

平成28年4月6日

令和2年4月1日

令和4年8月1日

(目的)

第1条 この要綱は、地域における安全で安心なまちづくりのため自主的にパトロール活動を行う団体に対し、当該パトロール活動に要する物品（以下「パトロール用品」という。）を支給する地域パトロール支援事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(対象となる団体)

第2条 パトロール用品の支給対象となる団体は、市内において地域のパトロール活動を行う団体であって、次に掲げる要件を満たすもの（以下「パトロール団体」という。）とする。

- (1) おおむね10人以上の従事者で組織されていること。
- (2) 次条に規定するパトロール活動を毎月1回以上継続的に行うことができること。
- (3) 営利を目的としていないこと。
- (4) 町内会その他の住民自治組織、警察、学校、防犯協会等と連携が図られていること。
- (5) 特定の建築物又は施設のみを対象として活動しないこと。

(対象となる活動)

第3条 パトロール用品の支給対象となる活動は、市民が安全に安心して暮らせるように、犯罪、事故等を防止するための地域で行うパトロール活動（以下「地域パトロール」という。）とする。

(パトロール用品の種類)

第4条 パトロール用品の種類は、次に掲げる消耗品とする。

- (1) 帽子（春夏用）
- (2) 帽子（秋冬用）
- (3) 腕章
- (4) ベスト
- (5) 信号灯
- (6) 横断旗

(パトロール用品の限度数量)

第5条 パトロール団体に支給するパトロール用品の限度数量は、1団体につき次の各号に掲げる用品の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 帽子（春夏用） 全従事者数と同じ個数以内
- (2) 帽子（秋冬用） 全従事者数と同じ個数以内
- (3) 腕章 1回当たりの地域パトロール従事者数と同じ個数以内（20個を限度とする。）
- (4) ベスト 1回当たりの地域パトロール従事者数と同じ着数以内（20着を限度とする。）

(5) 信号灯 1回当たりの地域パトロール従事者数と同じ本数以内（5本を限度とする。）

(6) 横断旗 1回当たりの地域パトロール従事者数と同じ本数以内（20本を限度とする。）

（支給の手続）

第6条 パトロール用品の支給を受けようとするパトロール団体の代表者（以下「代表者」という。）は、パトロール用品支給申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域パトロール概要書（第2号様式）

(2) 地域パトロール従事者名簿（第3号様式）

2 市長は、第1項のパトロール用品支給申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、速やかにその旨をパトロール用品支給決定通知書（第4号様式）又はパトロール用品不支給決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給の制限）

第7条 パトロール用品の支給の回数は、パトロール団体1団体につき第5条各号に掲げる用品1種類当たり1回とする。

2 前項の規定にかかわらず、既にパトロール用品の支給を受けたパトロール団体に新たな従事者が加入した場合にあっては当該新たな従事者数と同じ個数以内の帽子を、既に支給を受けたパトロール用品が明らかに劣化し、又は破損していると認められる場合にあっては当該劣化し、又は破損している用品と引換えに新しい用品を、それぞれ当該パトロール団体に支給する。

3 前項の規定による支給については、前条の規定を準用する。

（活動報告）

第8条 パトロール用品の支給を受けた代表者は、当該支給に係る市の会計年度が終了したときは、当該年度が終了した日から30日以内に、地域パトロールの実績を地域パトロール実績報告書（第6号様式）により市長に報告しなければならない。

（支給決定の取消し）

第9条 代表者は、パトロール用品の支給決定の通知があった日から1年以内に、当該パトロール団体が地域パトロールを行わなくなったときは、当該地域パトロールを行わなくなった日から起算して14日以内に、パトロール用品受給資格喪失届（第7号様式）を市長に提出するとともに、支給を受けたパトロール用品を返還しなければならない。

2 市長は、前項のパトロール用品受給資格喪失届の提出があったときは、当該パトロール団体に対する支給決定を取り消すとともに、速やかにその旨を届出者に通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月6日）

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

パトロール用品支給申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 団体名

所在地

代表者氏名

次のとおりパトロール用品の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

	種類	数量
パトロール用品 の種類及び数量		
添 付 書 類	(1) 地域パトロール概要書（第2号様式） (2) 地域パトロール従事者名簿（第3号様式）	

第2号様式（第6条関係）

地域パトロール概要書

団 体 名			
所 在 地			
連 絡 先	氏 名		
	住 所		
	電話番号		F A X 等 番 号
全従事者数	人（男 人・女 人）		
1回当たりの 地域パトロー ル従事者数	人（男 人・女 人）		
活動開始日	年 月 日から		
活 動 内 容	<p>※ いつ、誰が、どこで、どのように活動するのか具体的に記入すること。 （記入例）日時：週2回（毎週水・金曜日）21時から23時まで 体制：3人1組の5班体制 内容：町内を5地区に分け、公園などを中心に見回りを行う。</p>		

第3号様式（第6条関係）

地域パトロール従事者名簿

団体名

	氏名	住所	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

第4号様式（第6条関係）

パトロール用品支給決定通知書

年 月 日

代表者 様

郡山市長 印

年 月 日付けで申請のあったパトロール用品の支給について、次のとおり支給することに決定したので通知します。

	種類	数量
支給するパトロール用品の種類及び数量		
	支給の条件	(1) 当該支給に係る市の会計年度が終了したときは、当該年度が終了した日から30日以内に、地域パトロールの実績を地域パトロール実績報告書（第6号様式）により市長に報告すること。 (2) 当該支給決定の通知があった日から1年以内に、地域パトロールを行わなくなったときは、当該地域パトロールを行わなくなった日から起算して14日以内に、パトロール用品受給資格喪失届（第7号様式）を市長に提出するとともに、支給を受けたパトロール用品を返還すること。

第5号様式（第6条関係）

パトロール用品不支給決定通知書

年 月 日

代表者 様

郡山市長 印

年 月 日付で申請のあったパトロール用品の支給について、次の理由により支給しないことに決定したので通知します。

不支給の理由	
--------	--

地域パトロール実績報告書

年 月 日

郡山市長

報告者 団体名

所在地

代表者氏名

パトロール用品の支給を受けて実施した地域パトロールについて、次のとおり報告します。

全従事者数	人
1回当たりの 地域パトロー ル従事者数	人
活 動 内 容	
添 付 書 類	(1) 地域パトロール活動記録 (2) その他 ()

第7号様式（第9条関係）

パトロール用品受給資格喪失届

年 月 日

郡山市長

届出者 団体名

所在地

代表者氏名

パトロール用品の支給要件に該当しなくなったので、次のとおり届け出ます。また、支給を受けたパトロール用品については、返還します。

資格喪失年月日	年 月 日
資格喪失理由	